

日向康

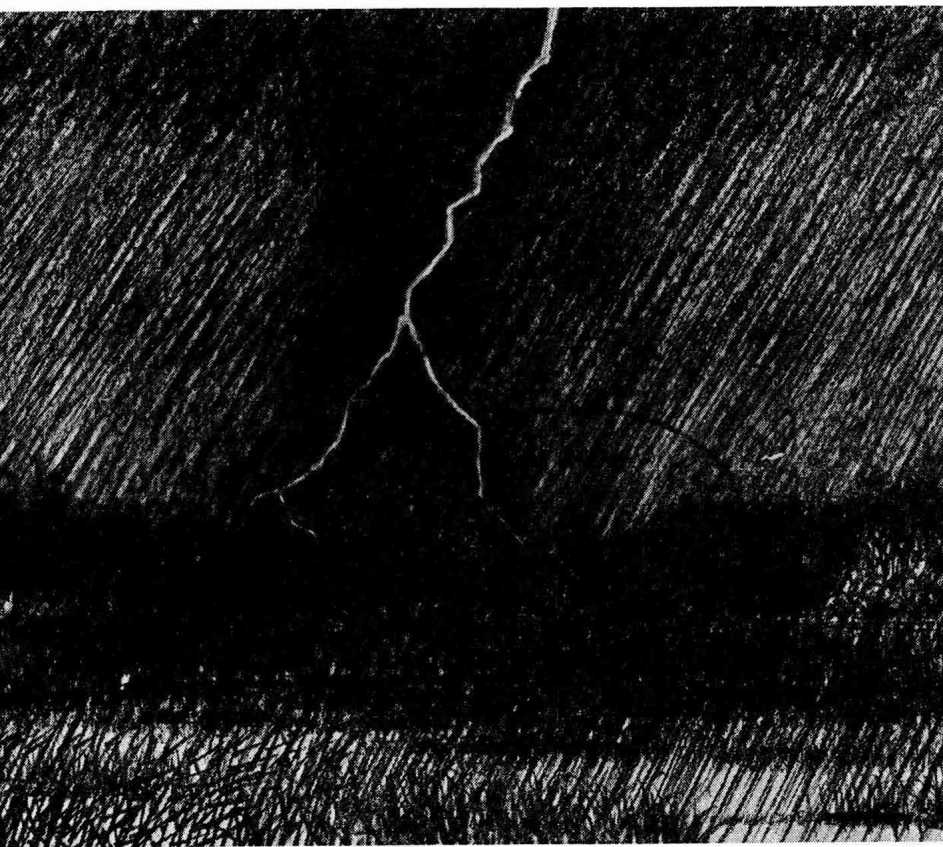
果てなき旅
(下)



日向 康 著
本田克己 画

果てなき旅(下)

音館日曜日文庫



福音館書店

著者紹介

日向 康（ひなた・やすし）一九二五年、栃木県宇都宮市に生まれる。一九四五年、陸軍士官学校復員卒業。「思想の科学」会員。著書に「それぞれの機会」（中央公論社）がある。田中正造についての著作には、ルポ「谷中村」（「思想の科学」通刊四十二号所収）、「谷中村の結末」（「田中正造翁余録」下巻所収・三一書房）、「足尾鉾毒事件と田中正造」（「思想史を歩く」下巻所収・朝日新聞社）などがあり、「田中正造全集」（岩波書店）の編纂に参加している。

本田克己（ほんだ・かつみ）一九二四年、広島市に生まれる。武蔵野美術大学洋画科卒業。国画会会員。これまで数々の美術展に招待出品しており、毎年個展を開いている。絵本に「やせたぶた」（福音館書店）、「こびとのこぎり」（童心社）、さし絵に「キツネいそぎ」（理論社）、「日本共和国初代大統領への手紙—空想書簡詩画集」（創樹社）、「Hansel and Gretel」（「Snow White」所収 TEC）などの仕事がある。



福音館日曜日文庫

果てなき旅（下）

一九七九年四月 五 日初版発行
一九八〇年二月 十日 第五刷

著者 日向 康

発行 福音館書店

東京都千代田区三崎町一丁目
一番九号 郵便番号一〇一
電話（〇三）二九二三四〇一（代）
振替口座東京五一七六四五

本文印刷 明和印刷
表紙印刷 共同印刷
製本 積信堂

NDC288／六二四ページ／一九センチ
乱丁落丁はお取替えいたします。
©1979 Yasushi Hinata

目次

第五章	発心 ほっしん	3
第六章	栃木 とちぎ 縣令三島 けんれいみしま 通庸	93
第七章	足尾銅山 あしおどうさん 鉍毒	249
第八章	谷中村 やなか	485
終りに		607

果てなき旅（下）

第五章

発^{はつ}

心^{しん}

田中正造が盛岡の獄から小中村に帰って、ようやく三カ月が過ぎようとしていた。

関東は、いま夏の真つ盛りであつた。ついこの間まで、唐草模様からくさもようの大きな風呂敷包みふろしきづつみを背負いながら歩く正造の姿が、生い茂つた夏草の間に見え隠れしていた。

六角家と戦つた際に背負つた借金の残額三百両を返済しようと、土蔵から残り少ない道具類を探し出して、佐野や田沼や葛生にまで足を伸ばしたが、どこにいつても、あまりにも安い値段しか付けられなかつた。暑苦しい熱氣がまるで湧き立つように、足もとから吹き上がってきて、ただでさえ憂鬱な正造の気分をいっそう減入り込ませた。

そんな姿を、貸主たちは見かねたのだろう。やがて、無理に正造を口説いて、品物を返済の代りに引き取ってくれた。しかも、借用証文まで返してくれたのだ。

正造しょうぞうとしては、いささか本意ではあつたが、さりとて現金げんきんを用意できない身とあれば、貸主かしぬしたちの好意こういにすぎるより他に方法がなかった。それでも、いちおうはウエリントンの戒めいまいしを実行できた、正造しょうぞうは肩かたの荷を下ろした思いだったが、こんどは例れいの地租税ちそぜいにからむ村のなかの争まじひに巻き込まれることを心配した。すると、突然とつぜん、名案を思いついた。

「どれ、鉢かただの方もずいぶん快くなつたようだから、人丸神社ひとまるにお礼参らいまいりをしますぞ」と、カツに断ことわると、正造しょうぞうはさつさと人丸神社ひとまるに籠こもつてしまつたのだ。

七日の間、正造しょうぞうは人丸神社ひとまるの神池かみいけに鉢かただを浸ひたして禊みそぎを取つた。この池の水が流れて才川さいがはとなり、免鳥村めんどりから上羽田かみはねだ、続いて下羽田しもはねだを通り抜けて渡良瀬川わたらせがはへと注いでいた。まるで清水しみずのように、その水は冷たかつた。

（ああ、よい氣持だ。争まじひの渦中かちゆうよりの避難ひなんと暑さ凌しのぎと、それにお礼参らいまいりのお勤めつとめとを兼ねられるのだから、一挙兩得いつきりょうとく、いや一挙三得いつきさんとく。いささか手前勝手てまえがたりな理屈りくつだが、まずはめでたしめでたしだな）

だが、七日間の参籠さんろうを終わつて正造しょうぞうが家にもどつたときも、依然いぜんとして地租税問題ちそぜい問題は解決かいけつしていなかった。すると、かつての同志どうしたちの前で、正造しょうぞうは参籠中さんろうちゆうに考えていたことを話すのだった。「この正造しょうぞうは帰国したばかりです。なにしろ長い間、家を空けたものですから、村のなかの様子ようすについて、すっかり不案内になりました。皆目かいもく知らない者が口をさしはさむのもどうかと思いま

して、今日まで沈黙しておりましたが、いかがでございました。この正造の家の田畑に最高の等級付けをしていただけませんか。皆様のお役に立てない正造が、せめてもの罪滅ぼしでございます」

しかし、この正造の態度は必ずしも古い同志たちから歓迎されなかった。自分の田畑に最高の等級を付けるのだから、他の人びとも我慢しろと言っているように聞こえたからだった。

「田中の兼三郎も騒動の意味がよく判らないのだな。兼三郎ならば、正義を唱えて頑張ってくれと期待したが――、案外だったな」

と、村のなかの古い同志たちまでが、いささか落胆した口ぶりで話し合うのだった。

もつとも、このような態度を正造が執った背景には、村内の事情について不案内からの遠慮も働いていたが、なんといつても地租税問題そのものに対する無知が原因したことは否定できなかった。やはり、激動の時代の獄中三年は、いろいろな意味で、釈放後の生活に支障をきたしていたのだ。

前にも触れたことだが、新政府が地租税を施行したということは、それまで主家に借地料を支払っていた年貢米の制度から、自分の所有地に対して賦課される税金を納付する制度への転換であつた。制度そのものが根本的に変わったのだ。

すると、地租税率の査定は、ひどく重要な問題であるはずだ。旧時代では年貢米を村が責任を

負ったように、こんども地租税を村で責任を持つのかどうか、縣当局との間に、いろいろと取り決める事項があつたはずだ。

小中村の隣の赤見村の場合は、税率査定^{ぜいりつさてい}の担当人^{たんとうじん}を選挙で選んで、その担当人が計算した村の生産額^{せいさんがく}を縣に報告^{ほうこく}して課税^{かぜい}の基準^{きじゆん}にしてもらおうとした。だが、結局は大蔵省の見積り通りの收穫高^{かくだか}を基礎にした課税^{かぜい}という線に承服^{しょうふく}させられてしまった。おそらく小中村にも同様な経過^{けいこ}があつたに違いない。

したがって、もし正造^{しょうぞう}が地租税問題を單なる村のなかの争いという目で見ることから一步を出ていれば、もう少し別な取組み方があつただろう。

かつての同志の村びとたちが、この問題の意味をどこまで理解^{りかい}していたかは不明だが、正造の行動に落胆^{らくたん}したところをみると、逃げ出した本人にくらべれば、なにかを感じていたのかも知れなかつた。

やがて、正造の不評判^{ふひやうばん}は村のなかにとどまらなくなつた。旧六角領^{きゅうりやう}の村々の古い同志^{どうし}たちからも、あまりよく言われなくなつてしまつたのだ。

それには、こんな事情^{じじよう}があつたからだ。

正造が人丸神社の参籠^{さんろう}を終えてまもなくのこと、突然、六角家の最後の主君であつた六角雄次^{りやうじ}郎^{ろう}が田中の家を訪ねてきた。明治二年の春、正造が領内追放^{りやうない}の処分を受けたとき、主君の主税^{ちから}も

隠居した経緯は先に述べた通りだが、その主税の後を継いだのが弟の雄次郎であつた。

しかし、雄次郎が主君の座に就いていられたのも、二年足らずの期間だつた。明治四年の一月には領地を朝廷に返上しなければならなくなつたからだつた。

それから約三年、どのような変転が六角家を襲つたのか詳しい経過は判らないが、いまはその日の暮しにも事欠くありさまだという話だつた。

衣服こそ昔の生活を偲ばせるものだが、それも汗と埃にまみれて、六角雄次郎の姿は、いかにも哀れであつた。が、正造は無性に腹が立つてきた。父の庄造が雄次郎を座敷に招き入れたのさえ不快だつた。

正造は思う存分、雄次郎を怒鳴りつけた。

「——よくも、わが面前に、おめおめ乞食姿を現わしたものだ。一文半銭といえども、公などに恵む金はありませんぞ！」

公という敬称をつけたのが、不思議なほどの怒りようだつた。

さすがに、父の庄造の方が聞いていられなくなつたのだろう。なにごとをか雄次郎に耳打ちすると、手を引くようにして表に連れ出してしまった。

それから三、四日、庄造は帰らなかつた。あとから聞けば、その間に庄造は雄次郎を案内して、かつての知行所を回り、旧主のために寄付金を募つて歩いたという話だつた。

こんなことが、六角家の旧知行所内のかつての同志たちから、正造が評判を落とす原因になったのだ。

「田中の兼三郎は情義というものが判らぬ。不人情な男だな」と、六角家の領民だった人びとは、正造をよく言わなかった。

（なにしろ、長い間、村を空けたのだから、うまく村の暮しに溶け込めないのもやむをえぬことだろう。しかし、新しい時代になったが、判らぬことがあまりにも多過ぎるな）

そう考えて、村のなかに孤立同然の立場に置かれた正造は、とにかく我慢することにした。

しかし、判らないといえ、それはなにも村のなかに限ることではなかった。第一、時代の動きが誰の目にもよく判らなかった。政治のなかが大揺れに揺れていたのだ。実は、先に民権院設立建白書を提出したうちのひとり、前司法卿江藤新平は、その提出から一カ月の後に佐賀で反乱の兵を挙げたが敗北、すでに斬首の刑に処せられていた。維新の元勳、わが国で最初に陸軍元帥に任じられた西郷隆盛も、いまは征韓論に敗れて、薩摩に帰っていた。もっとも、陸軍元帥という階級は、その後、陸海軍武官の官等が改正されて、陸軍大将に改められたが、西郷隆盛は帰国しても陸軍大将という階級を剝奪されることもなかった。

このような世の中の変転を見聞きするにつけても、あるいは小中村のなかの争いを眺めるにつけても、正造は新しい時代を理解するための勉強をしなければならぬと痛感した。そして、こ

の間から懸案けんあんになっている、自分のこれからの進路を決定しなければならぬと焦るあせのだった。
そのうち、明治七年の秋が訪れてきた。

正造しょうぞうが小中村こなかに帰って、早くも四ヵ月が過ぎ去ったのだ。村は稲刈いねかりの真っ最中だった。

そのころであった。正造しょうぞうは同じ小中村こなかの篠崎茂作しおさきしげさくから、こんなことを頼まれたのだ。

「正造しょうぞうさん、こんど私は石塚村いしづかに酒屋を開くのだが、よかったら手伝てづっていただけないかね」

すると、正造しょうぞうは即座しきざに引き受ける返事をした。石塚村いしづかはカツが生まれた村であった。

簡単に酒屋勤めを承知しやうちしたことについて、世間を知る絶好ぜつこうの機会だったと正造しょうぞうは書き残しているが、仕事があると言われれば、すぐにでも駆けつけなければならぬほど、田中の家の経済けいざいが窮乏きゆうぱふしていた事実も忘れてはならなかった。

だが、すべての場合に正造しょうぞうは、意味を見つけることが好きな男だった。しかも、それを単なる掛け声かけこゑにしないで、実行に移すというところも、正造しょうぞうの特長だった。そして、また正造しょうぞうは、酒屋の番頭になったからといって、他人が輕蔑けいべつするのではないかなどという思惑おもわくを、いっさい気にしない男だった。

足利あしかがのリンから女兒じよじを出産したという知らせが届いたのは、正造しょうぞうが新しい職に就く決心をしてまもなくであった。長男の定助さだすけを頭に、タケ、セイとすでに二人の娘を抱かかえていたリンは、こんどキチを加えて、早くも四人の子の母親になっていたのだった。

蛭子屋えびすやという名のその酒屋は、造り酒屋と居酒屋いざかやを兼ねた店だった。

勤めるにあたって、正造しょうぞうの最大の心配事は父庄造の健康だった。ちやうどそのとき、小中村出身の医者篠崎勝しのざきまさるが東京から帰ってきて、村内で開業したいという話があった。すると、正造は渡りに舟と母屋を明け渡して、篠崎医師に貸すことにした。

「今年、親爺様も五十八歳、まもなく還暦をお迎えになる。医者に家を貸しておけば、親爺様は療養所のなかにいるようなものだ。これでひと安心だな」

いかにも肩の荷を下ろしたといった顔つきで言う正造を見て、カツは黙ってうなずいていた。なにも、好んで住み込みの勤めにまでもしなくてもよいものかと思っていたカツだったが、正造の不在にかかわらず、医者が舅に付き添ってしてくれるくらい、安心なことはなかった。

正造の家は通りに面した表家が一棟、その奥に母屋、裏に小さな土蔵が建っていた。いままで、住み込みの若者たちが使っていた表家の一部を空けて、またもや夫を送り出す妻とその舅が母屋から移ることにした。

当の夫には蛭子屋入りをする前に、まだすることがあった。それは『田中家憲法』を作成して、家族一同に残すことであつた。

一、借金は食事場に貼って、家内一同よく記憶すること。

一、向こう三年間、日用品は手持ちのものを利用して、安易に新品を購入しないこと。

一、新しく金銭を使う必要があるときは、家族一同よく協議すること。

先に、昔の借金を返済したことについて触れたが、実はこのとき、正造は田中家の蓄えのすべてを叩いて、品物に添えて貸主に渡していたのだ。したがって、田畑はともかくとしても、金銭面の田中家は無一文というに近かった。よほどの節約をしない限り暮しにも事欠くほどだった。

その上、『西国立志篇』のなかのウエリントンの伝記の項も正造の頭に強くこびりついていたのだろう。借金をしてはならぬ。借金をすれば、人はそれを返済するまで獄中にあるも同じだ——、この感銘が正造に『田中家憲法』をつくらせたのだ。前にも記したことだが、すでに憲法を制定せよという声があがっていた。もちろん、正造も憲法制定を願うひとりだった。

(そう願う限り、田中家にも憲法があつてしかるべきであらう)

こんな正造の考えが、『田中家憲法』となつて表われたのだった。

たしかに、「新しく金銭を使う必要があるときは、家族一同よく協議すること」と規定した点は、憲法の精神を踏まえたものというべきであつた。そのころの常識に従えば、「新しく金銭を使う必要があるときは、すべて主人の許可を要す」と書くのが普通だった。それを、「家族一同よく協議すること」としたところに、専制政治を嫌つて、国に憲法を制定せよと願う正造の希望

が込められていた。家庭にあつては、正造もまたこの田中家の家法を守る姿勢を示したかったのだ。自分も家族一同の協議に従うことを約束したのだった。

しかし、作成者はあくまでも正造であつた。家族一同が協議しないで、正造ひとりがつくつたところに、正造らしさが滲み出ていた。自分がつくるものは誤っていない——、こんな自負が潜んでいた。そして、正造は自然にそう考える自分の誤りを、また、そう考えることが本来の憲法制定の精神から遊離していることを、ずいぶん後まで気づかなかつた。

その年の十一月、正造がどうやら酒屋勤めに慣れたころだった。東京日本橋田所町の小野組本店は、混乱の真つ只中でうろたえていた。

なにしろ、三百年の伝統を誇る老舗が、ついに大戸を下ろさなければならぬ羽目に立ち至つていたからだ。しかも、単純な破産というよりも、もつと哀れな状態だった。大番頭から小僧に至るまでの全員が、まるで公金を横領した犯人であるかのように、店のなかに閉じ込められていたからだ。

小野組は生糸と綿糸の間屋、それに両替から鉱山の経営と、広く手を伸ばす大商人だった。維新の変革に当たっては、いち早く官軍方に献金をしたが、その功績によって、新政府から為替方までを命じられていたのだ。